

## ■目指すべき地方（国家）像に係る【WT】と【総合戦略・政権評価特別委員会】の比較表

憲法における地方自治の在り方検討WT (平成29年11月)	総合戦略・政権評価特別委員会 (平成30年7月)
<p>○<u>憲法第13条の趣旨を実現するため、住民一人ひとりが、それぞれの地域において、個人として尊重され、自由及び幸福を追求できる国であるべき。</u></p> <p>○<u>地域の住民は、自らの意思に基づき、地方自治に参画する権利が保障されるべき。</u></p> <p>○<u>主権者たる国民は、全て地方公共団体の住民である。</u> 国民主権の原則に基づく、<u>地域に関心を持つ住民の参画による地方自治の発展こそが、我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の増進を最大化するものであり、地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において一定、尊重されるべき。</u></p> <p>○<u>地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、国民主権の原則のもと、住民から直接授權されている観点から、自主的・自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、住民がゆとりや豊かさを実感し、安心して暮らせるよう、将来に亘って、地域の多様な価値観の尊重や住民福祉の増進に努め、地方を創生するべき。</u></p> <p>○<u>国は、国家としての存立に関する役割及び、全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担うものとし、内政の要は地方公共団体が果たすべき。</u></p> <p>○<u>施策の実施にあたっては、国と地方は対等関係のもと、連携・協働し、地域の発展に努めるべき。</u></p>	<p><b>【地方（国家）の目指すべき方向】</b></p> <p>○<u>憲法第13条の趣旨を踏まえ、住民一人ひとりが、個人として尊重されるとともに、自らの意思に基づき、地方自治に参画し、それぞれの地域において、自由及び幸福を追求できる国であるべき。</u></p> <p><b>【国民主権の原則に基づく地方自治の国政における尊重】</b></p> <p>○<u>主権者たる国民は、地方公共団体の住民である。</u> 国民主権の原則に基づき、<u>住民が参画する地方自治の発展こそが、我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の増進を最大化するものであり、地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において最大限、尊重されるべき。</u></p> <p><b>【地方公共団体の権能】</b></p> <p>○<u>地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、国民主権の原則のもと、住民から直接授權されている観点から、自主的かつ自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。</u></p> <p>(趣旨は他項目に含まれることから削除)</p> <p><b>【国の役割】</b></p> <p>○<u>国は、国家としての存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策に関する役割を担うことを基本とする。</u></p> <p><b>【地方の自主性及び自立性を高める国との役割分担等】</b></p> <p>○<u>国と地方は、対等関係のもと、地方の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、協議による適切な役割分担を図り、連携・協働し、地域の発展に努めるべき。</u></p> <p>(「地方の自主性等を高める」といった観点での「適切な役割分担」を目指す。)</p>